

奈良市企業局

工事発注関係業務の適正化に関する基本方針

2016.6

工事発注関係業務の適正化に関する基本方針

【奈良市企業局】

1. 背景と目的

現在、全国の公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、ダンピング受注や下請業者へのしわ寄せが発生している。そのため、工事中の事故や手抜き工事など、不誠実な行為や商業ブローカー的な不適格業者が介在し、工事施工に少なからず悪影響を与えているという深刻な問題が顕在している。

一方、公共工事に対する市民の関心とニーズは、効果的で効率的な工事の施工であり、さらに、発注者に対しては、公正で厳正な工事の監理が強く求められている。

これらのことを踏まえ当局は、公共工事が適正に執行されるために、請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれが履行されるように『工事発注関係業務の適正化に関する基本方針』を定めるものであり、公共工事の入札、請負契約の適正化等を図ることによって、工事の適正な施工を確保し、不良・不適格業者の排除及び建設業を営む者の資質の向上を促し、公共工事の品質確保に資することを目的とする。

2. 課題

- ①不誠実、不適格業者の排除
- ②建設業を営む者の公共工事に対する意識改革
- ③局職員の各業務に関する知識を深め、局職員としての倫理観を高める
- ④適正に工事の執行ができる組織の仕組みづくり

3. 施策

- ①入札業務に関する要領等の見直し
- ②契約業務に関する要領等の制定、見直し及び契約担当職員の教育
- ③監督業務に関する要領等の制定及び監督員の教育
- ④検査業務に関する要領等の制定、見直し及び検査員の教育
- ⑤組織全体の機能強化、関係部署との連携

4. 組織

